

PVP と低侵襲外科的治療 研究会 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 [名称]

本会は、PVP と低侵襲外科的治療（以下 MIST と略す）研究会と称す。略称として PVP・MIST 研究会と称することができる。

第2条 [事務局]

本会は主たる事務局を福岡市博多区大博町 1-8 原三信病院に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 [目的]

本会は PVP および MIST に関する研究、教育および普及、発展に努めることで、泌尿器科診療の向上に寄与することを目的とする。あわせて会員相互および泌尿器科関連学会との連携をはかる。

第4条 [事業]

本会は第3条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 学術講演会を1年に1回以上開催する。
- 2) PVP および MIST の臨床成績を調査し、公表する。
- 3) その他、PVP および MIST の啓発に必要な事業を行う。

第3章 会員

第5条 [会員]

本会の会員は次の2種とし、正会員のみが議決権を有する。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の活動および事業を推進するために入会した個人。
- 2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を援助するために入会した個人および団体・法人。

第6条 [会費]

会員は、世話人会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

第7条 [入会]

本会への入会は、本人の事務局への申込みをもってする。

第8条 [会員の資格喪失]

会員は次の各号に該当するときは、その資格を喪失する

- 1) 退会届の提出をしたとき。
- 2) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- 3) 除名されたとき。

第9条 [退会]

会員は、退会届を事務局へ提出して、任意に退会することができる。3年を超えて会費を滞納するものは自動退会とする。

第4章 世話人

第10条 [世話人会]

- 1) 代表世話人 1名
世話人 6名以上
監事 1名
- 2) 本会に顧問を置くことができる。顧問は代表世話人が委嘱する。顧問は世話人会にて意見を述べるができる。
- 3) 世話人会は定期世話人会及び臨時世話人会とする。
- 4) 世話人会は世話人総数の2分の1以上の出席により成立し、委任状も可とする。世話人会の議長は、代表世話人もしくは代表世話人が指名した者がこれに当たる。世話人会の議事は世話人会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5) 世話人会は緊急の場合は電子メール上においても開催することができる。

第11条 [選任など]

- 1) 世話人は、正会員の中から選任する。
- 2) 代表世話人および監事は世話人の互選とする。

第12条 [職務]

- 1) 代表世話人は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2) 世話人は世話人会を構成し、会則および世話人会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3) 監事は、本会の収支および財産の状況を監査する。

第13条 [任期など]

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会計

第14条 [本会の経費]

本会の経費は、入会金、会費、負担金、寄付金およびその他の収入をもって充当する。

第15条 [事業年度]

本会の事業年度4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条 [決算]

本会の決算については、毎事業年度終了後、代表世話人が監事の監査を受けた上で、世話人会の承認を受けねばならない。

第6章 雑則

第17条 [期間]

本会は成立より16年度までを目安とし、以後については最終年度の世話人会において協議する。

附則

1. 本会会則は平成 23 年 6 月 25 日より施行する。
2. 本会設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表世話人	山口秋人
世話人	黒松功
世話人	桑原勝孝
世話人	後藤百万
世話人	杉村芳樹
世話人	鈴木和雄
世話人	関成人
世話人	高橋悟
世話人	内藤誠二
世話人	山口秋人
監事	平尾佳彦
3. 本会の設立当初の役員の任期は規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
4. 本会設立当初の入会金及び会費は、第 6 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金
なし
 - (2) 年会費

① 正会員（個人）	年会費	1 口	3,000 円
② 賛助会員（個人）	年会費	1 口	5,000 円
賛助会員（団体）	年会費	1 口	50,000 円
賛助会員（法人）	年会費	1 口	100,000 円
5. 本会の設立当初の主たる事務局の所在地は福岡市博多区大博町 1 番 8 号とする。
TEL : 092-282-5861 FAX : 092-282-5812

(追記)

平成 30 年 9 月 2 日	会則改定
平成 30 年 11 月 29 日	会則改定
令和 3 年 5 月 15 日	会則改定
令和 6 年 5 月 18 日	会則改定
令和 6 年 10 月 18 日	会則改定